

1 目的

優れた資質を有しながら経済的理由により修学困難な高校生等に学資を貸与し、教育の機会均等に寄与することを目的としています。

2 出願資格

次の要件を全て満たす方で、在学する学校の長の推薦を受けた方

- (1) 福井県内に在住する方の子弟で、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程、高等専門学校（以下「高等学校等」という。）に在学し、特に優れた資質を有しながら経済的理由により修学が困難な方
- (2) 勉学に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあり、生活態度等が良好な方
- (3) 父と母双方、または父母に代わって家計を支えている方の1年間の認定所得金額が別表第1の収入基準額以下であること
※認定所得金額の算出方法はP12～、別表第1はP15

年収・所得の上限額（4人世帯の目安※）

給与所得世帯	給与所得以外の世帯
年収 643万円程度	所得 276万円程度

※家族構成…両親（母：専業主婦）、本人、中学生
あくまでも目安であり、世帯構成等により限度額は異なります。

3 貸与月額、貸付期間

(1) 貸与月額

① 修学奨学金

区分	自宅通学	自宅外通学
国公立	18,000円	23,000円
私立	30,000円	35,000円

② 通学奨学金

通学費の月額	貸与月額
6,000円以上 8,000円未満	5,000円
8,000円以上 12,000円未満	7,000円
12,000円以上 16,000円未満	10,000円
16,000円以上 20,000円未満	13,000円
20,000円以上	16,000円

※奨学金の貸付けは、選考により決定しますので応募要件を満たしていても、応募者が多数の場合は採用されないことがあります。

(2) 貸付期間

令和5年4月から卒業するまでの正規の最短修業年限

4 貸付利率、貸付方法

(1) 貸付利率 無利子

(2) 貸付方法 奨学生本人名義の金融機関の口座（ゆうちょ銀行）に、原則毎月20日に振込
※ゆうちょ銀行口座をお持ちでない方は、口座の開設が必要になります。

※採用後の初回振込は、令和5年8月上旬の予定（4月から遡って貸付）

5 他の奨学金との併給

なるべく多くの人に教育を受ける機会を提供するという趣旨により、他の奨学金との併給はできないものとします(ただし、福井県きぼう応援奨学金、一時給付金は除く)。出願時の併願は可能ですが、採用が決定した場合、いずれかを選択していただきます。ただし、通学奨学金については、この限りではありません。

6 出願手続

(1) 提出書類

- ① 福井県奨学生願書・・・学校認定欄、所見欄は学校で記入します。
- ② 父と母双方、または父母に代わって家計を支えている方の収入金額を証明する書類 (P5 参照)
- ③ 特別控除に関する証明書類 (該当者のみ P6、P16 別表第3 参照)
- ④ 出願時点で使用している通学定期券の写し (通学奨学金出願者のみ P6 参照)
- ⑤ 提出書類チェックシート【出願者用】

※以下の添付書類がない場合や不備がある場合は、判定材料を欠くものとして不採用または不利になることがあります。

添付書類がA4判以外の場合(源泉徴収票の写しなど)は、A4判の用紙に貼り付けて提出してください。

(2) 提出先

出願者は、学校が定める期限までに、在学している学校に必要な書類を提出してください。各学校の校内選考等を経て、適格者が県教育委員会に推薦されます。

7 採用の決定

県教育委員会は、各学校の長から推薦された者について資格を審査し、奨学生選考委員会の選考を経て、採用を決定します。結果は、在学している学校を通じて通知します(7月上旬通知予定)。

採用決定者には、通知と一緒に申請手続き書類(福井県奨学生貸付申請書等)を送付しますので、必要事項を記入し、学校が定める期日までに、学校に提出していただきます。提出された申請手続き書類を確認したうえで、奨学生を決定します。

8 連帯保証人・保証人

出願時には、連帯保証人(親権のある者または未成年後見人)1名のみ必要ですが、採用決定後の申請手続きでは、連帯保証人1名のほかに、保証人(本人、連帯保証人と別生計で、原則65歳未満の返済能力のある成人の方 伯父・伯母等)が1名必要となります。未成年者等保証能力のない方は認められません。

また、貸付開始、貸付終了時の書類提出の際に連帯保証人・保証人の実印押印と印鑑登録証明書の提出が必要になります。

※返還の際に滞納が続いた場合、連帯保証人・保証人から返還をしていただくこととなりますのでご留意ください。

9 奨学金の廃止・停止

次のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付が廃止・停止となりますので注意してください。
該当する事由が生じた場合は、学校に申し出てください。

(1) 廃止

- ① 病気やけがのため卒業の見込みがないとき
- ② 学業成績や生活態度が悪化するなど奨学生として適当でないと認められるとき
- ③ 家計好転等により、奨学金を必要としなくなったとき
- ④ 退学または死亡したとき
- ⑤ 原級にとどまったとき（ただし、その学年において休学を認められた場合は除く）
- ⑥ 親権者またはこれに代わる者が本県外に転出したとき 等

(2) 停止

休学した場合、または3ヵ月以上の長期間にわたり欠席したとき

10 奨学金の返還

(1) 返還

貸付終了後、「福井県奨学金借用証書」を高等学校等を通じて県教育委員会に提出していただきます。
「福井県奨学金借用証書」で選択した返還方法に基づいて、返還しなければなりません。

- 返還期間：貸付終了月から措置期間6ヵ月経過後、標準10年以内
- 割賦方法：月賦（毎月返還）・半年賦（半年に1回）・年賦（年に1回）・一括（全額を一度に返還）いずれかの方法
- 返還方法：ゆうちょ銀行での口座引落

奨学金は貸与ですので、貸与終了後は必ず返還しなければなりません。返還された奨学金は、新たな貸付資金となり、後輩奨学生に引き継がれていきます。貸与を受けられる方は、自らの責任と自覚によって、期限内に必ず返還してください。

○返還金額の目安 -修学奨学金の貸与を3年間（36ヵ月）受けた場合-

区分		貸与月額	貸与総額	1回あたりの返済額（10年で返還の場合）		
				年1回返済	半年ごとに返済	毎月返済
国公立	自宅	18,000円	648,000円	64,800円	32,400円	5,400円
	自宅外	23,000円	828,000円	82,800円	41,400円	6,900円
私立	自宅	30,000円	1,080,000円	108,000円	54,000円	9,000円
	自宅外	35,000円	1,260,000円	126,000円	63,000円	10,500円

(2) 返還の猶予・免除

卒業後、大学等に進学したとき、病気・災害等により奨学金の返還が困難である場合は、返還猶予願を提出することにより、一定期間返還が猶予されることがあります。

また、本人死亡、または心身に重度の障害を受けたため返還ができなくなったときは、返還免除願を提出することにより、返還が免除されることがあります。

提出書類

①福井県奨学生願書

記入にあたっての留意事項（記入例はP10, 11）

- ・記入間違いをした時は、二重線で訂正して、訂正箇所に訂正印を押印してください。修正液等は使用しないでください。
- ・「本人氏名」「連帯保証人」欄はそれぞれ本人が自署してください。
- ・「収入・売上金額」欄について（提出書類についてはP5）
1万円未満を切り捨てて記入してください。

ア 給与所得者の場合

- ①令和4年分の源泉徴収票を提出する場合
 - ・「支払金額」欄の額を記入してください。
- ②令和4年の市町発行の所得（または課税）証明書を提出する場合
 - ・「給与収入額」欄の額を記入してください。
- ③令和4年途中または令和5年に就職・転職（開業・転業を含む）しており、年収見込証明書を提出する場合
 - ・「総合計」欄の額を記入してください。

イ 給与所得以外（自営業等）の場合

令和4年1年間の売上金額（確定申告書の「所得金額等」欄の額等）を記入してください。

ウ 申込日現在失業している場合

前年の収入金額は記入しないでください。ただし、失業給付（受給予定を含む）は、収入として記入してください。

エ 父母が年金、母子・父子家庭の児童扶養手当、傷病手当金、生活保護等を受給している場合

通知書等から年間の受給額を推算し、収入として記入してください。

②父と母双方、または父母に代わって家計を支えている方の前年（令和4年）の収入金額を証明する書類

申込現在における家計の状況が1年間続いた場合の金額を証明する書類として、前年（令和4年）のものを提出してください。

- ・令和4年の途中または令和5年に新たに就職・転職（開業・転業を含む）している場合は、年収見込証明書の提出が必要です（【提出書類一覧】参照）。
- ・父母両方の所得に関する証明書の提出が必要です。無収入の場合は、収入がないことの証明書（所得金額0円の記載のある「非課税証明書」等）を提出してください。

【提出書類一覧】

収入状態	提出書類
給与収入の場合	令和4年分「源泉徴収票」の写し または 市町発行の令和5年度（令和4年分）「所得（または課税）証明書」 ※令和4年度（令和3年分）でも可
給与収入以外の収入の場合	市町発行の令和5年度（令和4年分）「所得（または課税）証明書」 ※令和4年度（令和3年分）でも可
無収入の場合（専業主婦（主夫）等）	市町発行の令和5年度（令和4年分）「非課税証明書」 ※令和4年度（令和3年分）でも可
<u>前年（令和4年）の途中または当年（令和5年）新たに就職・転職（開業・転業を含む）している場合</u>	次のいずれかの方法で、 <u>P7の年収見込証明書を提出してください</u> 。 ア 出願時現在の月収および賞与等を考慮のうえ、年収を推算し、勤務先で証明を受ける（この場合、勤務先発行の書式でも可） イ 最新の給与明細書3ヵ月分以上を添付する ※給与明細書を提出する場合は、年収見込証明書に計算式（平均月収×15 ボーナスなしの場合は×12）を記入し、給与所得者の氏名記入・なつ印をして提出してください。（計算式がない場合は×15で計算されます。）給与明細書を提出する場合は、勤務先での証明は不要です。
<u>父母が年金、児童扶養手当、失業給付金を受給している場合</u>	直近の通知書・証書の写し等、金額がわかる書類（年金振込・改定通知書、傷病手当通知書、雇用保険受給資格者証等） ※ <u>母子・父子家庭等の児童扶養手当を受給している世帯は、証書の写しを提出してください</u> （児童手当（子ども手当）の証書は提出不要）。
生活保護を受けている場合	福祉事務所長が発行する扶助の受給を証明する書類（保護決定・変更通知：1ヵ月の受給金額が記載されているもの）
<u>年度途中の退職により、申込日現在で無職</u>	ア 失業給付金を受給している場合 ハローワークが発行する雇用保険受給資格者証 イ 上記アを受給していない場合 学校長による副申書

③特別控除に関する証明書類（該当者のみ）

特別の事情	提出書類
障害のある人がいる世帯	障害者手帳または国民年金証書の写し（氏名、障害の程度がわかる箇所）
主たる家計支持者が別居している世帯	<p>出願時現在の単身赴任先の家賃・電気・ガス・水道の実費が分かる領収書の写し（住居費、光熱水道費の実費に限る。出願時現在から直近3ヵ月分）。控除額は出願時までの支出金額を基礎として年額を算出し、単身赴任実費計算書（P8）に領収書の写しを添付してください。</p> <p><u>※領収書のコピーの添付がない場合は、一切控除の対象となりません。</u></p> <p>※家賃・電気・ガス・水道以外は控除の対象となりません。</p>
長期に療養を必要とする人のいる世帯	<p>出願時現在で6ヵ月以上療養中の人、または療養が必要と認められる人の年間の医療費がわかる領収書等の写し（出願時現在から直近6ヵ月分）。控除額は申込時までの支出金額を基礎として、今後の療養見込期間を考慮して、年間療養期間に見合った支出金額を算出し、長期医療費計算書（P9）に領収書の写しを添付してください。</p> <p>※健康保険等により医療給付を受ける金額および損害賠償等により補てんされる金額は除いてください。</p> <p>※老人ホームの入所費や光熱費、差額ベット代、食費は含みません。</p> <p>※食事療養費、保険適用外の文書料は含みません。</p>
火災・風水害または盗難などの被害を受けた世帯	り災（被災）証明書、盗難届証明書の写し

④出願時点で使用している通学定期券の写し（通学奨学金出願者のみ）

通学奨学金は修学奨学金と併せて申請することも可能です。ただし、通学奨学金は定期券で月額6,000円以上負担している人が対象となります。

年収見込証明書

※この年収見込証明書は、令和4年1月以降に勤務先に変更（転職・就職）があった場合の様式です。
 申込時現在の勤務先で証明を受けるか、新勤務先の給与明細（3か月以上）のコピーを添付してください。

申込者氏名：

学 校 名：

就労者氏名：

㊞

上記就労者の 年 月 日 ～ 年 月 日までの給与収入は下記のとおり見込めることを証明します。

※収入の算出には、1年分の収入金額が必要です。就職から現時点までで1年に満たない時は、見込分を記載して1年分の年収にしてください。

月	給与月額 (扶養手当、通勤手当等を含む)	賞与等
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
年 月	円	円
合計	① 円	② 円
総合計 (①+②)	円	

年 月 日

会社名

印

単身赴任実費計算書

申込者氏名：

学 校 名：

単身赴任実費を申請する場合は、下表に内訳を記入の上、本計算書と領収書のコピーをホッチキス止めしてください。

領収書は、単身赴任者の氏名が確認できるものについて有効です。

領収書の形状が小さい場合は、A4紙を台紙に貼付するなどしてください。

※1 単身赴任実費計算書に必要事項を記入の上、記入した内容に対応する領収書のコピーが添付されていなければ、単身赴任実費の特別控除は一切認められません。

※2 「通帳のコピーのみ」では、領収書と認められません。

領収書の代わりとして通帳のコピーを提出する際は、請求書・契約書（コピー可）も併せて添付してください。

※3 単なる別居（介護のために別居等）は、今回の対象となりません。

※4 単身赴任先の家賃・電気・ガス・水道のみが対象になります。その他は対象となりません。

※5 領収書が多数にわたる場合は、A4紙にまとめてコピーしても構いません。

単身赴任者氏名：

領収書の支払月	家賃	電気	ガス	水道
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円
月	円	円	円	円
小 計	円	円	円	円
年額の 計算式				
推算した 年額	① 円	② 円	③ 円	④ 円

○ 単身赴任の実費合計

家賃(①) 円 + 電気(②) 円 + ガス(③) 円 + 水道(④) 円

= 単身赴任実費の合計額 (円)

注意：提出された書類は返却しませんので、後日原本が必要となるものは、必ずコピーを提出してください。

長期療養費計算書

申込者氏名：

学 校 名：

長期療養費の特別控除を申請の際は、下表に内訳を記入のうえ、本計算書と領収書のコピーをホッチキス止めしてください。

領収書は、療養者の氏名が確認できるものについて有効です。

領収書の形状が小さい場合は、A4紙を台紙に貼付するなどしてください。

※1 長期療養費計算書に記入した内容に対応する領収書のコピーが添付されていなければ、長期療養費の特別控除は一切認められません。

※2 長期療養費計算書は、療養者1人につき1枚必要です。

※3 領収書が多数にわたる場合は、A4紙にまとめてコピーしても構いません。

療養者氏名：

領収書の 支払月	医療機関等の 保険分一部負 担額 (A)	調剤費 (処方 箋に基づいた 薬代) (B)	自費分のうち控除対象費目 (C)			医療費控除額 (A) + (B) + (C)
			() 費	() 費	() 費	
月						
月						
月						
月						
月						
月						
小 計						
年 額 の 計 算 式 (※1)						
推 算 し た 年 額						年間支出額 (D)
控除対象費目 医師への診療・治療費、病院・診療所への入院費用、治療または療養のための医薬品費、介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人が介護サービスを利用した場合の一部自己負担額				医療費の還付金額 (E) (※2)		
				長期療養費 (D) - (E)		

※1 平均月額×療養月数（見込みを含む、12ヵ月限度）

※2 医療の還付金額は、高額医療費、個人医療保険費等の還付金がある場合に記入してください。

注意：提出された書類は返却しませんので、後日原本が必要（医療費控除申請等）となるものは、必ずコピーを提出してください。

(集)

(注)1 学校種別の欄については、次表より該当する記号を○で囲んでください。

在学する学校種別	記号
小学校または特別支援学校の小学校	小
中学校、中等教育学校の前期課程または特別支援学校の中等部	中
高等学校、中等教育学校の後期課程または特別支援学校の高等部	高
高等専門学校	高専
大学(国県立大学および私立大学を含む。)	大
短大(短期大学の高等課程)	短大
専門学校(専門課程)	専

(注)2 通学別の欄については、学校種別の欄の「小」または「中」以外のものを○で囲んだ者について該当するものを○で囲んでください。

通学等の状況(通学奨学金の貸付けを申し込む場合)	
1 定期券の額	月額 6,070 円
2 利用交通機関名	JR
3 乗車駅(停留所)名	福井駅
4 下車駅(停留所)名	武生駅
以前、福井県奨学生であった場合は、その学校名・奨学生番号を記入	学校名 学校番号
奨学金の貸付を希望するにいたった家庭事情や、その他特に説明を要することを記入	
父は、令和4年8月に転職したため、収入が減りました。母も家計を助けるため、パートで働いていますが、大学行っている兄への仕送りがあり、生活が大変です。	
私が高校に通学したこと、教育費が増えたので、奨学金の貸付を希望します。	
事 情	

通学等の状況(通学奨学金の貸付けを申し込む場合)の記入欄
 通学奨学金の貸付けを申し込む場合のみ記入してください。
 対象者は通学に定期券を使用しており、月額6,000円以上を負担している人が対象となります。
 提出書類：申込み時点で使用している定期券の写し
 「利用交通機関名」
 利用する交通機関名を具体的に(JR、〇〇バスなど)記入してください。

学習成績(5段階)の評定平均値	.	(注)学習成績の評定について文書による記述が可能な場合には、それを使って記述してください。
特記すべきことを記入	所見記入者氏名	
所		
見		
この生徒は、福井県奨学生として推薦基準に合致していると認め、推薦します。		
年 月 日 福井県教育委員会 様 学 校 名 学校長氏名		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">職印</div>		

★学校側で記入してください。

学校担当者氏名

この用紙裏面に記入されている個人情報については、福井県の奨学金業務のためにのみ利用するものであり、その他の目的に使用することは一切ありません。
 なお、不採用または採用取消になった場合、願書は返却しません。

家計について

【認定所得金額（願書⑩）の算出方法の流れ】

① 所得金額を算定します。



② 所得金額から特別控除額を差し引いて認定所得金額を算出します。

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{認定所得金額}} = \boxed{\text{所得金額（父母の所得金額合計）}} - \boxed{\text{特別控除額（別表第3）}} \\ \text{願書⑩} \qquad \qquad \qquad \text{願書⑥} \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \text{(P16 参照)} \end{array}$$



③ 認定所得金額が収入基準額以下になれば、P1「2 出願資格」(3)の所得要件を満たしていることとなります。

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{認定所得金額}} \leq \boxed{\text{収入基準額（別表第1）}} \\ \text{願書⑩} \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \text{P15 参照} \end{array}$$

① 所得金額の算定

所得金額の算定における収入は次のとおりとなります。

- ・ 父母が共にいる場合は、父母両方の収入の合計
- ・ 父母いずれか一方しかいない場合は、当該の父または母のみの収入
- ・ 父母とも収入が無収入または極めて少ない場合は、父母に代わって申込者の家計を支えている方の収入（2人いれば2人それぞれ。父母の非課税証明書等提出も必要。）

※上記の場合で、他者からの援助等（生活保護等、公的機関からのものも含む）により学生本人の生計が維持されている場合には、援助額等も計上してください。

- ・ 就業状況により、算定方法が異なります。
- ・ 提出書類である所得に関する証明書は、P5にて確認してください。

ア 給与所得者の場合

(ア) 源泉徴収票における「支払金額」から 1万円未満を切り捨てます。



(イ) 収入金額から控除額を算出します。父母双方が給与所得者の場合、主たる家計支持者（収入金額の多い方）の収入金額にはP15 別表第2の算定式A、従たる家計支持者（収入金額の少ない方）にはP15 別表第2の算定式Bを適用し、控除額を算出してください。控除額は1万円未満を四捨五入します。

※父母の一方のみが給与所得者の場合や、母子・父子家庭の場合は、算定式Aを適用します。



(ウ) 収入金額から控除額を差し引いた額が所得金額となります。共働きの場合は、それぞれの所得金額を合算します。

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{所得金額}} = (\boxed{\text{父の源泉徴収票の支払金額}} - \boxed{\text{給与所得の場合における控除額（別表第2）}}) \\ \text{願書⑥} \qquad \qquad \qquad + (\boxed{\text{母の源泉徴収票の支払金額}} - \boxed{\text{給与所得の場合における控除額（別表第2）}}) \\ \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \text{P15 参照} \end{array}$$

②③ 認定所得金額の算定

(例)：7人世帯【父（給与所得：398万円）、母（給与所得：161万円）、祖父、祖母、兄（公立高校生（自宅通学））、本人（国公立自宅通学）、妹（5歳）】の場合

兄：別表第3「(2) 就学者のいる世帯の特別控除」に該当・・・・・・・・39万円

本人：別表第3「本人対象控除」に該当・・・・・・・・・・・・・39万円

子が3人：別表第3「備考2：就学者控除の特例」に該当・・・・・・・・89万円

※子どもが2人を超える世帯について、その超える人数に申込者本人に係る特別控除額に更に50万円増額した金額を乗じた額を控除。

今回は[(39+50)万円×(3-2)人]=89万円

$$\begin{aligned} \text{認定所得金額} &= \text{所得金額} - \text{特別控除金額} \\ &\quad \uparrow \text{①所得金額の算定 (P12,13) により算出} \\ &= 200\text{万円} - (39 + 39 + 89\text{万円}) \\ &= \underline{\underline{33\text{万円}}} \end{aligned}$$

7人世帯の収入基準額は246万円（別表第1）なので

認定所得基準額 33万円 < 収入基準額 246万円

⇒ 所得基準内

別表第1 収入基準額表

区分		収入基準額	備考
世帯人数	1人	103万円以下	世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに11万円を世帯人数7人の収入基準額に加算する。
	2人	165万円以下	
	3人	190万円以下	
	4人	206万円以下	
	5人	221万円以下	
	6人	234万円以下	
	7人	246万円以下	

別表第2 給与所得の場合における控除額

給与所得控除額算定式A

年間収入金額	控除額
400万円以下の場合 (ただし、収入金額が268万円未満の控除額は収入金額と同額である)	年間収入金額×0.2+214万円
400万円を超え781万円以下の場合	年間収入金額×0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円

※ 収入金額は万円未満を切り捨て、控除額は万円未満を四捨五入する。

給与所得控除額算定式B

年間収入金額	控除額
65万円以下	年間収入金額と同額
65万円を超え180万円以下 (ただし、控除額が65万未満の場合は65万円)	年間収入金額×0.4
180万円を超え360万円以下	年間収入金額×0.3+18万円
360万円を超え660万円以下	年間収入金額×0.2+54万円
660万円を超え1,000万円以下	年間収入金額×0.1+120万円
1,000万円を超え1,500万円以下	年間収入金額×0.05+170万円
1,500万円を超える場合	245万円

別表第3 特別控除額表

(単位:万円)

区分	特別の事情	特別控除額				
世帯対象控除	(1)母子・父子世帯 ※1	99				
	(2)就学者のいる世帯 (就学者1人につき) ※2、※3	小学校	31			
		中学校	46			
				自宅通学	自宅外通学	
		高等学校	国・公立	39	69	
			私 立	88	118	
		高等専門学校	国・公立	1～3年次	39	69
				4・5年次	43	72
			私 立	1～3年次	88	118
				4・5年次	87	116
		大 学	国・公立	74	121	
	私 立		133	180		
	専修学校	高等課程	国・公立	39	69	
			私 立	88	118	
専門課程		国・公立	36	81		
		私 立	102	147		
(3)障害のある人がいる世帯	障害のある人1人につき 99					
(4)主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別な支出している年間金額 ただし、71万円を限度とする					
(5)長期に療養を必要とする人のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額					
(6)火災・風水害または盗難などの被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材または生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があって、将来長期にわたって支出増または収入減になると認められる年間金額					
本人対象控除	年間交通費(通学奨学生のみ)	1ヵ月の定期代×12月				
	出願者本人を対象とする控除			自宅通学	自宅外通学	
		高等学校	国・公立	39	69	
			私 立	88	118	
		高等専門学校	国・公立	1～3年次	39	69
				4・5年次	43	72
			私 立	1～3年次	88	118
				4・5年次	87	116
		専修学校	高等課程	国・公立	39	69
			私 立	88	118	

備考1 控除については、該当する特別の事情が2以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。

※1 「(1)母子・父子世帯」の控除は下記の世帯構成の場合に適用とする。

- ・母または父と就学等により経済力のない子の世帯
 - ・母または父と就学等により経済力のない子および60歳以上の経済力のない祖父母の世帯
 - ・就学等により経済力のない子および60歳以上の祖父母の世帯
 - ・配偶者のない兄弟と就学などにより経済力のない子および60歳以上の経済力のない祖父母の世帯
- 「経済力のない祖父母の世帯」とは、各々の前年の所得金額が50万円以下の祖父母のことをいう。

※2 「(2)就学者のいる世帯」による控除は、申込者を除く世帯員を対象とする。

※3 「(2)就学者のいる世帯」の「大学」には、短期大学・大学院を含む。

備考2 就学者控除の特例

子ども(就学者、就学前の子。申込者本人を含む。)が2人を超える世帯について、その超える人数につき申込者本人に係る特別控除額に更に50万円を増額した金額を乗じた額を控除できる。

※本人(国公立自宅通学…控除額39万円)で

(例1) 子ども2人世帯の場合→ $[(39+50)万円 \times (2-2)人] = 0万円$

(例2) 子ども3人世帯の場合→ $[(39+50)万円 \times (3-2)人] = 89万円の控除を更に受けられる$